

「人事評価の改善に向けた有識者検討会」の開催について

令和 2 年 7 月 10 日
内閣官房長官決裁

1 趣旨

平成 21 年に国家公務員の人事評価制度が導入されてから 10 年以上が経過し、これまで制度の定着及び適切な実施を図ってきたが、能力・実績主義の更なる徹底という観点から、職員の能力及び実績を職員の処遇に的確に反映するための人事評価の改善が重要であることに鑑み、令和 2 年の通常国会に提出した「国家公務員法等の一部を改正する法律案」においては、人事評価の改善の検討についても規定したところである。

このような状況を踏まえ、評語の分布状況の調査、職員に対する人事評価に関する意識調査、民間企業等からのヒアリング等も行いつつ、能力・実績主義の徹底はもちろんのこと、職場環境や働き方をはじめとする時代の変化も踏まえた新たな人事評価の在り方やそのための改善方策等について、幅広く議論、整理を行うことを目的として、「人事評価の改善に向けた有識者検討会」（以下、「検討会」という。）を開催する。

2 主な議論テーマ

- (1) よりきめ細かく偏ることなくバランスのとれた評価を行うための評語区分の細分化
- (2) 評価結果や評語分布状況などの情報の管理・活用の在り方
- (3) その他能力評価・業績評価の改善方策

3 構成及び運営

- (1) 検討会は、別紙に掲げる者により構成し、国家公務員制度担当大臣の下に開催する。
- (2) 国家公務員制度担当大臣は、検討会を構成する者（以下、「構成員」という。）の中から、検討会の座長を置く。
- (3) 座長は、必要に応じ、構成員の中から、座長代理を置くことができる。
- (4) 検討会は、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (5) 前各項に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項その他必要な事項は、座長が定める。

4 庶務

検討会の庶務は、内閣官房内閣人事局において処理する。

「人事評価の改善に向けた有識者検討会」構成員一覧

	石田 昭浩	日本労働組合総連合会副事務局長
	稲継 裕昭	早稲田大学政治経済学術院教授
	大久保幸夫	(株)リクルートフェロー兼リクルートワークス研究所アドバイザー
	武石恵美子	法政大学キャリアデザイン学部教授
	辻 琢也	一橋大学大学院法学研究科教授
	椋田 哲史	(一社)日本経済団体連合会専務理事
座長	守島 基博	学習院大学経済学部経営学科教授

(五十音順、敬称略)